

上牧町障害者活躍推進計画

機関名	上牧町・上牧町教育委員会
任命権者	上牧町長・上牧町教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
上牧町における障害者雇用に関する課題	上牧町においては、令和2年4月1日から5年間の計画期間である「上牧町障害者活躍推進計画」を策定し、障害者である職員が、その障害特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など努めてまいりました。しかしながら、障害者である職員の離職等により、法定雇用率が未達成となっているため、今後も継続した採用活動並びに障害者である職員の更なる活躍におけた環境整備等を推進するとともに、すべての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組む必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：1.86％（法定雇用率2.8％） （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない 常勤・非常勤ともに採用1年後の定着率を100％となるよう努める ○毎年の任免に関する状況の通報のタイミングで、毎年度雇用者の定着状況を把握
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として秘書人事課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を秘書人事課人事係に設置する。 ○障害者職業生活相談員 1名を選任（令和4年6月24日） 今後、相談員の増員が必要となれば、速やかに選任する。当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○新規採用した障害者及び現に勤務する障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価などを通じて、障害者である職員が必要とする配慮を把握し、合理的配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。 ○時間単位での年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4.その他	○国等による障害者就労施設等から物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。